

# 佐野市有地貸付募集要領

(一般競争入札方式)

## 一般競争入札貸付物件

佐野市関川町 555-1 外 8 筆 (雑種地) 17,927.00 m<sup>2</sup>(約 5,423 坪)



佐 野 市

〒 3 2 7 - 8 5 0 1

【郵送先】佐野市高砂町 1 番地

【事務所所在地】佐野市浅沼町 5 7 3 番地 9 人材育成センター 2 階

佐野市役所総合政策部 財産管理課管財係

TEL 0 2 8 3 - 2 0 - 3 0 5 0

FAX 0 2 8 3 - 2 7 - 1 5 5 5

E-mail zaisan@city.sano.lg.jp

URL <http://www.city.sano.lg.jp/gyousei/zaisan/index.html>

## 目 次

趣旨	1
市有地貸付（一般競争入札）のながれ	2
貸付方法	3
入札参加資格	3～5
貸付物件及び入札方法等	5～11
貸付条件	12～15
入札心得書	16～17

## 趣 旨

不燃物埋立地として、昭和55年11月に埋立完了して以来、未利用地となっている当該敷地において、資産の有効活用及び再生可能エネルギーの普及の一助となることを目的として、大規模な太陽光発電施設を設置することを条件として、下記のとおり土地の有償貸付を行う。

## 市有地貸付（一般競争入札）のながれ

日 程	佐野市	事業者
平成 25 年 11 月 1 日（金）	公告	申込開始
	<p>所定の様式により、入札申込書類を郵送（簡易書留で申込締切日の消印有効）もしくは財産管理課（佐野市浅沼町 573-9 人材育成センター 2 階）へお持ちください。 申込期間 11 月 1 日（金）～11 月 18 日（月）</p> <p>【郵送先】〒327-8501（住所不要）佐野市役所財産管理課管財係</p>	
平成 25 年 11 月 11 日（月）	<b>現地説明会</b> 午前 10 時～11 時 30 分	
平成 25 年 ～ 11 月 13 日（水）	<b>質問期限（午後 5 時まで）</b> 回答は、11 月 15 日（金）の午前中に、佐野市ホームページに掲載します	
平成 25 年 11 月 18 日（月）	<b>申込・入札保証金納付期限</b> 入札保証金額は、10 年間の総賃付料の 5% 以上 不落の場合、入札保証金は後日お返しします（3 週間程度要） 落札者においては、入札保証金は契約保証金に充当できます	
平成 25 年 11 月 25 日（月）	<b>入札日・落札者決定</b> 場所：佐野市浅沼町 798 佐野市役所東飯庁舎議会棟 1 階会議室 1 時間：午前 10 時（受付は午前 9 時～9 時 50 分） <b style="color: red;">予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします</b>	
平成 25 年 ～ 12 月 4 日（水）	<b>賃貸借仮契約締結期限</b> 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。	
平成 25 年 12 月 ～ 平成 26 年 3 月		東京電力への接続検討申請 （最大 2 ヶ月） 経済産業省への設備認定申請 （1 ヶ月程度） (a) 東京電力への受給申込 (b) (a)設備認定時もしくは(b)受給申込時の遅い時点での価格適用 市へ接続検討結果の写し、連系承諾書の写し提出
平成 26 年 ～ 4 月 30 日（水）	<b>契約保証金納付・本契約締結（賃貸借契約開始）</b> 市からの書面による通知により、仮契約を本契約とします。 契約期間は 10 年間（更新可能） 本契約締結日（通知日）から賃付料発生	
平成 26 年中		<b>設置工事開始・完了</b>  <b style="color: red;">発 電 開 始</b>

## 1 貸付方法

一般競争入札による貸付。

**この入札に参加するには、事前申込が必要です**

( 申込期間：平成 2 5 年 1 1 月 1 日 ( 金 ) 午前 9 時 0 0 分

～平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日 ( 月 ) 午後 5 時 0 0 分 )

一般競争入札による貸付とは、土地の借受希望者が借受価格を記入して入札を実施し、市が予定していた価格以上で、最高の価格を提示していただいた方が契約者となる方法です。

## 2 入札参加資格

応募者は、次の ( 1 ) から ( 4 ) の資格要件をすべて満たさなければなりません。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合があります。

( 1 ) 佐野市内に本店、支店または営業所を有する法人又は複数の法人で構成する連合体であること。連合体による応募要件は下記のとおりとします。

応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人 ( 以下「代表者」という。 ) をあらかじめ定め、その法人が窓口となって手続きを行うこと。

連合体の構成法人の役割分担を明確にすること。

連合体の構成法人に、佐野市内に本店、支店または営業所を有する法人があること。

( 2 ) 連合体のいずれの法人も本募集の応募者や他の応募の連合体の構成法人とならないこと。

( 3 ) 太陽光発電施設について、開札日時時点で以下の何れかの実績があること。連合体による場合は、いずれかの構成法人が該当すること。

5 0 K W 以上の太陽光発電施設の設置工事実績がある、もしくは、現在設置工事に着手していること。

5 0 K W 以上の太陽光発電施設の運営実績がある、もしくは、現在運営に着手していること。

( 4 ) 次のいずれかの規定にも該当しない者であること ( 連合体による場合は、すべての構成法人 ) 。

地方自治法施行令 ( 昭和 2 2 年政令第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者

地方自治法 ( 昭和 2 2 年法律第 6 7 号 ) 第 2 3 8 条の 3 の規定に

## 該当する者

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員

国税（法人税、消費税）、県税（法人事業税）及び市町村税（法人市町村民税、固定資産税）を滞納している者

公告日から入札日までの間に、佐野市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者

会社更生法、民事再生法及び破産法に基づく手続開始の申立てがなされている者

### 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

### 地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

### 3 貸付物件

#### （1） 所在等

No	所在	地目（現況）	地積（公簿）	備考
1	佐野市関川町 555-1	雑種地	6,090.00 m <sup>2</sup>	
2	佐野市関川町 586-2	雑種地	1,460.00 m <sup>2</sup>	
3	佐野市関川町 596-1	雑種地	2,121.00 m <sup>2</sup>	
4	佐野市関川町 598	雑種地	3,235.00 m <sup>2</sup>	
5	佐野市関川町 723-2	雑種地	4,414.00 m <sup>2</sup>	
6	佐野市関川町 586-6	雑種地	91.00 m <sup>2</sup>	所在等は予定
7	佐野市関川町 586-7	雑種地	217.00 m <sup>2</sup>	所在等は予定
8	佐野市関川町 598-2	雑種地	150.00 m <sup>2</sup>	所在等は予定
9	佐野市関川町 723-3	雑種地	149.00 m <sup>2</sup>	所在等は予定
計			17,927.00 m <sup>2</sup>	

No 6～9は敷地内に存在する用途廃止予定の認定外道路等です。

敷地内の外周部分は傾斜があることから、利用可能面積は、公簿面積に満たない可能性があります。

#### （2） 佐野市の年間最適傾斜角における日射量（kwh/m<sup>2</sup>・day）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4.44	4.68	4.52	4.5	4.24	3.67	3.65	4.15	3.43	3.57	3.78	3.98

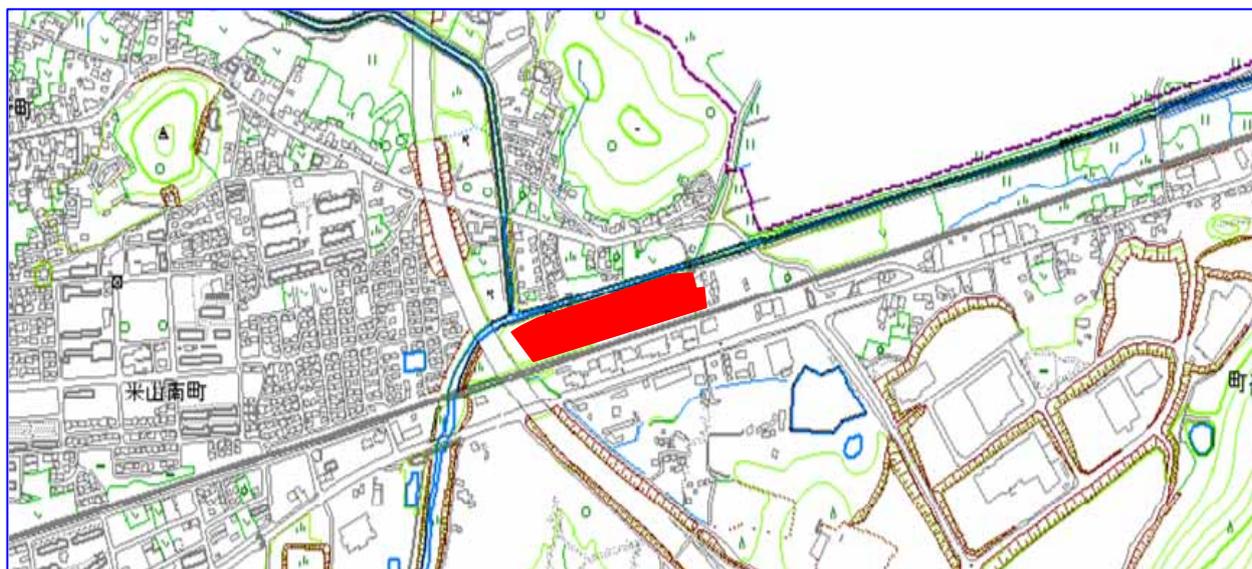
地点 佐野アメダス（佐野市田沼町 緯度 = 36° 20.1 経度 = 139° 33.6 標高 = 39m）

年間最適傾斜角 35.4°

提供：NEDO

#### （3） 用途地域 市街化区域（第1種住居地域）

( 4 ) 位置図・案内図・航空写真



( 5 ) 貸付地に関する状況

埋立関係

- ア 埋立期間：昭和50年10月～昭和55年11月
- イ 埋立量：3m（推定）
- ウ 埋立容積：53,709m<sup>3</sup>（推定）
- エ 埋立物：不燃物（具体的品目については不明）

供給処理施設

- ア 上水道 有（借受人の負担により、使用可能）
- イ 下水道 無
- ウ 都市ガス 無

その他

- ア 敷地内北側に隣接して2カ所の高圧鉄塔が存在します。
- イ 上空には高圧線が通っています。
- ウ 数本の樹木が存在し、全体的に雑草が繁茂しています。
- エ 敷地内に物置小屋が1カ所存在します。
- オ 文化財保護法の埋蔵文化財包蔵地の指定はされていません。
- カ 建築基準法上の道路とは接していません。

太陽光発電設備は建築基準法の適用除外

**4 予定価格（最低貸付金額）** 2,387,000円（年額）m<sup>2</sup>あたり約133円

- ( 1 ) 佐野市の設定する予定価格以上で最高価格の入札金額を1年間の貸付料とします。入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載してください。
- ( 2 ) 契約書上の契約金額は、落札金額となります。契約の更新を行う場合は、売電価格の変動など、特別な事情がある場合を除き、同額による契約金額とし、貸付料の改定は行いません。
- ( 3 ) 貸付料は、本契約締結日から発生するものとしします。
- ( 4 ) 事業に使用する実測面積と公簿面積に差異がある場合でも、貸付料の変更は行いません。
- ( 5 ) 貸付料は当該年度分を年度ごとに納付するものとしします。
- ( 6 ) 貸付初年度、貸付終了年度において、貸付期間が1年に満たないものについては、貸付料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該貸付日数を乗じて得た額としします（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）。

## 5 貸付期間

本契約締結日から起算して10年間

貸付期間には太陽光発電設備の設置及び撤収の期間を含みます。

太陽光設備の設置期間、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項の規定による調達期間（20年間）の残期間及び設備撤去期間に対応するための更新は可能です。

## 6 現地説明会

平成25年11月11日（月）午前10時～11時30分

説明会に事前申し込みは必要ありません。上記時間内に直接現地に集合してください。

説明会への参加の有無は入札参加申込みに必要な条件ではありませんが、現地ご確認の上、入札に参加してください。

## 7 申込期間

平成25年11月1日（金）9時00分 から

平成25年11月18日（月）午後5時00分 まで

提出書類は下記のとおり

### 提出書類

	書類名	様式番号	備考
ア	入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	1	
イ	連合体の概要	2	必要に応じて提出
ウ	事業実施計画	3	
エ	施設整備費用・資金調達計画	4	
オ	太陽光発電施設設置事業に関する実績書	5	
カ	誓約書	6-1 6-2	2種(入札関係、暴力団排除関係)
キ	定款及び役員名簿		
ク	法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		発行日から3ヶ月以内のもの
ケ	会社概要		会社案内パンフレット等で事業実績・営業経歴が示されたもの

次ページに続く

コ	決算報告書		直近3期の決算を示す書類
サ	印鑑証明書		発行日から3ヶ月以内のもの
シ	税務署が発行する納税証明書		発行日から3ヶ月以内のもの
ス	栃木県が発行する納税証明書		発行日から3ヶ月以内のもの
セ	佐野市が発行する納税証明書		発行日から3ヶ月以内のもの

カ～セについては、連合体の場合は構成法人ごとに提出してください。  
印鑑は実印を使用してください。

郵送(簡易書留で申込締切日の消印有効)もしくは、直接財産管理課(佐野市浅沼町573-9人材育成センター2階)へお持ちください。

【郵送先】〒327-8501 (住所不要) 財産管理課管財係

## 8 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加される方は、平成25年11月18日(月)までに入札保証金(10年間の契約金額(入札書記載金額の10年分)の5%以上の額=1,193,500円以上)を納入していただきます(円未満切上)。  
なるべく現金での納付をお願いしますが、その他の方法による場合は事前にご相談ください。

納入方法については、下記のどちらかから選択できます。

### 市が発行する納入通知書

納入通知書を利用できる指定金融機関

足利銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、  
佐野信用金庫、中央労働金庫、佐野農業協同組合

### 銀行口座振込

金融機関名：足利銀行 支店名：佐野支店 口座種別：普通預金  
口座番号：126417 口座名義：佐野市会計管理者(フリガナ)サノカケイカンリヤ

銀行口座振込の場合、振込手数料はご負担いただきます。

- (2) 入札保証金の納付が確認できない場合、領収書の写しを財産管理課までFAXで送信もしくはお持ちいただくことがあります。

- ( 3 ) 入札保証金は、落札者以外の方には、後日、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書記載の口座にお返しします( 3 週間程度要します )。
- ( 4 ) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金充当願( 別記様式第 1 0 号 )により、契約保証金に充当できます。
- ( 5 ) 入札保証金には利息を付しません。

## 9 質問及び回答

募集の内容等に対する質問及び回答は次のとおり行います。

- ( 1 ) 質問期限  
平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日( 水 ) 午後 5 時 0 0 分まで
- ( 2 ) 提出方法及び提出場所  
質問は、質問書( 別記様式第 7 号 )により電子メールか、ファックスで提出してください。ただし、ファックスで提出した場合は、必ず電話にて送信されたことを確認してください。  

【E-mail】                   zaisan@city.sano.lg.jp

【ファックス番号】   0283-27-1555
- ( 3 ) 回答日、回答方法  
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日( 金 ) の午前中に、佐野市ホームページに掲載します。

## 10 入札

- ( 1 ) 入札日時 平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日( 月 ) 午前 1 0 時 0 0 分から  
( 受付は午前 9 時 0 0 分 ~ 午前 9 時 5 0 分 )
- ( 2 ) 入札場所 佐野市浅沼町 7 9 8 番地  
佐野市役所東仮庁舎議会棟 1 階 会議室 1  
受付の手続きがありますので、余裕を持ってお越しください。
- ( 3 ) 受付時にご提出いただくもの  
委任状( 別記様式第 9 号 ) 入札参加者が代理人である場合  
入札保証金納付の領収書原本
- ( 4 ) 入札時に必要なもの  
入札書( 別記様式第 8 号 )  
入札金額は、1 年間の貸付料の金額を記載してください。佐野市の設定する予定価格以上で最高価格の入札金額を 1 年間の貸付料とします。  
入札書提出用封筒( 任意のもの( 長 3 程度 )、糊付け不要)

- ( 5 ) 代理人による入札  
代理人により入札する場合は、ご本人の委任状を提出していただきます。
- ( 6 ) その他  
入札参加者は、貸付条件、入札心得書を熟読の上、入札してください。  
入札結果（落札者、落札価格）については、開札と同時にその場で発表するほか、佐野市ホームページにて公表します。

## 11 契約の締結

- ( 1 ) 落札者は、入札後速やかに（平成 2 5 年 1 2 月 4 日（水）までに）佐野市と仮契約を締結しなければなりません。
- ( 2 ) 落札者は、仮契約締結後、経済産業省への電力固定価格買取制度の設備認定手続き及び電力会社への接続検討・接続契約の申込手続きをしなければなりません。
- ( 3 ) 落札者は、上記手続き後、平成 2 6 年 4 月 3 0 日（水）までに本契約を締結しなければなりません。
- ( 4 ) 落札者は、本契約までに1 0 年間の契約金額の 1 0 % 以上の契約保証金（ = 2 , 3 8 7 , 0 0 0 円以上）を納付しなければなりません。
- ( 5 ) 入札時にお預かりした入札保証金は契約保証金充当願（別記様式第 1 0 号）により、契約保証金に充当することができます。
- ( 6 ) 契約履行の担保として、契約保証金は契約期間中お預かりします。
- ( 7 ) 契約保証金の返還などの取り扱いについては、契約書条項の規定により判断します。
- ( 8 ) 本契約にあたっては、連帯保証人が必要となります。
- ( 9 ) 仮契約後の設備認定もしくは接続検討申込の結果、接続ができない状況となった場合は、仮契約を無効とし、本契約を締結しないものとします。
- ( 10 ) 契約の締結及び履行に関する費用は、落札者の負担となります。
- ( 11 ) 平成 2 6 年 1 月 3 1 日（金）までに落札者に辞退等があった場合は、最低貸付金額以上で入札した参加者のうち、次順位の入札者を繰り上げて新たな落札者とします。
- ( 12 ) 落札者に起因する事情（( 9 )を除く）により本契約が締結できない場合、入札保証金は佐野市に帰属します。

## 12 貸付条件

### (1) 貸付範囲

貸付範囲は、「2. 貸付地」の9筆の区域とします。

土地は原状有姿のまま貸付けるものとします。

敷地内の認定外道路等を境界測量した際の確定図は存在しますが、貸付地すべてを測量したものではありません。

埋立に係る平面図、断面図等は存在しません。

### (2) 電気設備・系統接続

本事業における系統への接続は、東京電力株式会社の高圧系統への接続を想定しています。

市は東京電力から事前相談への回答をいただいておりますが、系統連系の可否については保証しないものとします。

平成25年9月30日付、東京電力への事前相談に対する回答の主な内容は、下記のとおりです。なお、この回答は、容量面のみを簡易的に確認した結果であり、接続検討の結果によっては、回答の内容が変更となる場合があります。

容量面から評価した最大受電電力に対する連系制限の確認結果  
(最大受電電力については、1,990kwと想定して事前相談)

最大受電電力に対する連系制限なし

連系点(想定) 電柱番号 古江438号

連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路巨長 0.472km

連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。

接続検討の結果等により変更となる場合があります。

### (3) 事業計画

貸付けを受ける者(以下「借受人」という。)は、太陽光発電設備及び基礎を含む関連施設(以下「発電設備等」という。)の事業計画について事前に市と協議を行い、了承を得た上で設置工事を行うものとします。特に、土地の形質変更に関する情報(発電設備等による増加荷重)は必ず記載してください。

借受人は、地元住民への説明が必要となる場合は、市の協力の元、説明会等を実施し、事業の概要や計画について周知するものとします。

#### (4) 現場確認

借受人は、必ず現場及び周辺環境の状況を確認した上で入札に参加してください。

#### (5) 設置費用

発電設備等は土地の整地を含め、借受人の負担において設置してください。また、撤去時も同様とします。

発電設備等を設置する上で、測量が必要となる場合は、借受人の負担において実施してください。

その他、法令に基づく申請費用等、関連して発生する費用は借受人の負担とするものとします。

#### (6) 維持管理

貸付地は、発電設備等を設置しない区域も含めて、除草作業を適宜実施する等、周辺環境に十分配慮し、常に良好な状態で管理してください。

#### (7) 転貸及び目的外使用の禁止

貸付地を第三者に転貸することができないものとします。

貸付地を太陽光発電事業以外の目的に使用することはできないものとします。

#### (8) 設置上の注意

貸付地は不燃物が埋立されていることから、発電設備等を設置する際、基礎の施工を含め、現状地盤の掘削は不可とします。

現在貸付地は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の指定区域となっておりませんが、指定区域に指定された場合、掘削などの土地の形質の変更にあたる行為に対しては、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインによる届出が必要となりますので、十分に注意してください。届出が必要となる場合は、市と協力の上、規定された調査等を行うものとします。

土地の形質の変更とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、開墾等の行為をいいます。

貸付地は雨水を敷地外に流出できない区域に存在することから、発電設備等を設置する際は、架台の基礎の施工法に留意し、敷地内に浸透させる施工を実施してください。

貸付地における発電設備等による増加荷重は、 $2.0 \text{ kN/m}^2$ 以下（単位体積重量  $1.8 \text{ t/m}^3$ の土砂で概ね厚さ  $1 \text{ m}$ 以下の盛土に相当する。）とし

ます。

現状の土の移動及び埋戻しは、原則として不可とします。

貸付地におけるボーリング調査はできないものとします。

貸付地内に上水道は敷設されていますが、下水道管は敷設されていません。上水道は借受人の負担により使用可能です。

工事に伴う用水や電源が必要な場合は、借受人の負担において確保してください。

発電設備等の工事については、市内事業者への発注に努めてください。

### **(9) 関係法令の順守**

貸付地内に設置する発電設備等について、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当する場合は、都市計画法第29条の開発許可が必要となります。十分にご留意の上、計画及び施工を実施してください。疑義がある場合は、必ず事前に市の許可担当部署にお問い合わせください。

土地の形質の変更に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則ならびに最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインを順守してください。

盛土をするために場外から土砂を搬入する場合(500m<sup>2</sup>以上)は、増加荷重を20kN/m<sup>2</sup>以下にするとともに、佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき市の許可が必要となります。

その他、発電設備等の工事や維持管理に関して、関係法令を順守してください。

### **(10) 損害賠償責任**

発電設備等が何らかの要因で危険な状態に陥った場合、市は撤去等の応急措置をとることができることとし、その措置費用は借受人に請求できるものとします。

貸付期間中に、借受人の設置した発電設備に起因して、周囲の電気設備等に損害が生じた場合は借受人がその損害を賠償するものとします。

### **(11) 周辺環境への配慮**

借受人は、発電設備等の工事を含めた貸付期間中、南側線路や西側高速道路など周囲の安全や太陽光の反射による支障がないよう、十分に注意を払った工事手法及び設備の配置を計画し、実施してください。また、

騒音等による環境影響を防止するため、工事期間や時間等について市と協議の上、実施してください。

#### **(12) 天災等による損害**

天災その他やむを得ない事情により施設が使用できなくなった場合に生じた損害について、市は一切の責任を負わないものとします。

発電設備等の故障や劣化、周辺環境又は気象変動等により日射量や日照時間が減少した場合のリスクは借受人が負うものとし、貸付料の減額はできないものとします。

#### **(13) 報告書の提出等**

借受人は、設置工事完了後、完了報告書を市に提出するものとします。その際、事前の計画書と相違する事項についても合せて記載するものとします。

借受人は、売電開始後、月ごとの発電量や売電額について毎年度末に市に報告するものとします。また、市は随時これらの情報の提供を求められることができるものとします。

市は、必要に応じて発電量等の情報を公表できるものとします。

借受人は、貸付地において発電設備等の設置工事中、または、貸付期間中に事故が生じた場合は、随時市に報告するものとします。

#### **(14) 原状回復**

貸付期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、市が指定する日までに借受人の負担において発電設備等の撤去を行い、貸付地を原状に回復するものとします。

#### **(15) その他**

本事業において、市からの補助金、交付金はありません。

契約書及び本要領に定めのない事項に関しては、市と借受人が協議の上、決定するものとします。

## 入 札 心 得 書

- 1．入札参加者は、市有地貸付募集要領及び本心得書を熟読の上、入札してください。
- 2．入札参加者は、入札に関し市の担当者の指示に従ってください。
- 3．入札参加者は、事前に、普通財産（土地）貸付一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。入札参加者が代理人である場合は、入札当日、本人の委任状を提出してください。
- 4．入札参加者は、事前に入札保証金として10年間の契約金額（入札書記載金額の10年分）の5%以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。
- 5．入札保証金は、入札後、落札者を除き、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に基づき、依頼書記載の返還口座に還付します（約3週間程度後）。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。  
また、落札者の入札保証金は申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。
- 6．入札は、所定の入札書により、封筒にて提出してください。
- 7．入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入の上、必ず押印してください。
- 8．提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9．次の各号の一に該当する入札は無効になります。（入札に関する条件）
  - （1）普通財産（土地）貸付一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者の入札
  - （2）本心得書4に定める入札保証金を納めない者の入札
  - （3）1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
  - （4）入札書の金額を訂正したもの
  - （5）入札書の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認がしがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が識別しがたいもの

- ( 6 ) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
  - ( 7 ) 公告又は本心得書事項に違反した入札
  - ( 8 ) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
  - ( 9 ) 酒気を帯びて入場した者の入札
  - ( 10 ) 郵送、インターネットによる入札
- 10 . 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち合わせて行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、市の指定した職員を立ち合わせて開札します。
- 11 . 開札の結果、市の予定価格に達する入札のない場合で入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに、再度入札を行いますが、再度入札は2回を限度とします。この場合において、入札保証金が不足する入札参加者は、不足分を納めなければなりません。
- 12 . 開札の結果、市の予定価格以上の最高のものをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに、くじ引きによって落札者を定めます。
- 13 . 落札者が、落札決定の日から7日以内(ただし、佐野市の休日<sup>を定める条例(平成17年佐野市条例第2号)</sup>に規定する休日は算入しない)に仮契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。(落札決定の日に仮契約を締結することも可能です。)
- 14 . 落札者は、本契約の際、契約保証金として年額貸付料10年間分の10%に相当する額(円未満切上げ)を納めなければなりません。(なるべく現金が望ましい。)
- 15 . 落札者は、毎年度ごとに、市が交付する納入通知書により、貸付料を一括して納めなければなりません。
- 16 . 契約保証金は、契約履行の担保として、佐野市が契約期間中お預かりします。ただし、契約を履行しないときは、市に帰属することになります。契約保証金に利息は付しません。
- 17 . 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同施行令、佐野市財務規則の定めるところによって処理します。